

令和3年6月9日

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小磯 修二 〈公印省略〉

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「外国語ガイド育成事業」委託業務

2. 委託内容

下記に関する企画提案・実施（※別紙「企画提案指示書」をご参照ください）

- (1) 外国語ガイド希望者および通訳案内士有資格者向け技能向上研修等の実施
- (2) 通訳案内士有資格者の活躍機会の創出を目的としたマッチング事業の実施
- (3) フォローアップ調査の実施

3. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10. (1) に示す内容をメールでお知らせください。（様式なし、メール本文で可）

※参加表明期限：令和3年6月16日（水）15時

4. 提出物について

企画提案書及び見積書（※別紙「企画提案指示書」をご参照ください）

5. 今後のスケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 企画提案指示書配付開始 | 令和3年6月9日（水） |
| (2) 参加表明締切 | 令和3年6月16日（水）15時まで |
| (3) 企画提案書提出締切 | 令和3年6月23日（水）15時まで |
| (4) 企画審査会 | 令和3年6月下旬予定 |

6. その他

事業詳細に関する説明会は実施いたしません。

以上

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目緑苑ビル1階
地域支援本部地域観光部 担当：赤渕、亀山

TEL.011-231-2900 e-mail m_akabuchi@visithkd.or.jp

外国語ガイド育成事業 企画提案指示書

1. 委託業務名

「外国語ガイド育成事業」委託業務

2. 業務の目的

アフターコロナに備え、道内の観光人材のインバウンド対応能力を強化するため、将来的に外国語を用いた観光ガイドを志す人材を育成し、ホスピタリティ向上及び受入環境整備を図る。また、通訳案内士有資格者に対するスキルアップ研修を実施するとともに、道内の通訳案内士の活躍機会を創出する。

3. 委託期間

契約締結日から令和4年3月4日（金）まで

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 予算額（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む。）

13,000 千円

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業又は全部の事業中止や見直し、金額の変更等を行う場合がある。

6. 業務内容及び実施方法

（1）外国語ガイド技能向上研修の実施

① 初級者向けコース

- ・参加資格：一定程度の語学力を持ち、将来的に外国語を用いた観光ガイドを目指している道内在住者。
- ・実施する言語：英語、中国語、韓国語
- ・実施回数：1コースにつき10回程度とする。
- ・実施方法：e-ラーニングや双方向遠隔リアル学習等オンラインでの形式を検討し、外国語ガイドにおいて必要となるガイド知識や接客力向上等、基礎的な内容を盛り込んだカリキュラムとすること。なお、集合形式（座学）を妨げるものではないが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底の上で実施すること。
- ・研修終了後、研修成果を検証するためのアンケート調査を実施すること。
- ・テキスト及び配信映像等の電子データは、USBメモリ等外部媒体に格納の上、提出すること。（事業実施報告時に1個）

② 上級者向けコース

- 参加資格：全国通訳案内士及び地域通訳案内士の有資格者等、道内においてすでにガイドとして業務を行っている者。
- 実施する言語：英語、中国語、韓国語
- 実施回数：1コースにつき10回程度とする。
- 実施方法：e-ラーニングや双方向遠隔リアル学習等オンラインでの形式を検討し、現地研修など実践的な内容に加え、接客力向上や病床人の対応等、実践の場で必要とされるスキルが身につく内容を盛り込んだカリキュラムとすること。なお、集合形式（座学）を妨げるものではないが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底の上で実施すること。
- 研修終了後、研修成果を検証するためのアンケート調査を実施すること。
- テキスト及び配信映像等の電子データは、USBメモリ等外部媒体に格納の上、提出すること。（事業実施報告時に1個）

(2) 模擬実務研修の実施

- 実際のツアーを想定した模擬実務研修として、実践的手法を学ぶための研修を行うこと。
- 初級者向けコース、上級者向けコースにおいて各言語1回以上実施すること。取り扱うテーマは、道央地域に限らず北海道の観光資源について幅広く専門的知識を向上させるための研修内容とすること。
- ただし、新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはオンラインでの研修を検討する等、実施方法について十分配慮すること。
- 研修終了後、研修成果を検証するための調査を実施すること。

(3) マッチング事業・実践研修の実施

- 通訳案内士の就業機会を拡大させるため、通訳案内士と旅行会社や通訳案内士派遣会社等とのマッチングイベントを1回以上実施すること。
- 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、対面での開催が難しいことも想定されるため、オンライン開催を前提に検討すること。
- また、成績が優秀な者を旅行会社等に推薦し、アシスタントとしての同行やオンラインツアーの経験等、実践研修の場を設けること。
- 終了後、成果を検証するためのアンケート調査を実施すること。

◆上記（1）～（3）の実施内容について、企画提案してください。

(4) フォローアップ調査の実施

平成30年度から令和2年度までチャレンジ研修を受講した研修生に対して、通訳案

内土試験の受験状況等を調査するフォローアップ調査を実施すること。

◆調査方法、調査項目等について提案してください。

(5) 事業の取り組みを広報するパブリシティの実施

道内の新聞、テレビ、雑誌、Web 掲載等

◆無料で獲得できるパブリシティについて提案してください。

(6) 報告書の作成

事業終了後、上記研修の結果及び得られた成果等に関する報告書を作成し、その電子データは、USB メモリ等外部媒体に格納の上、提出すること。(事業実施報告時に 1 回)

7. 企画提案応募条件

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。

(2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

① 北海道に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。

④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

研修等の内容が、外国語を用いた観光ガイドを志す人材や通内案内士の技能等を向上させるために効果的か。また、研修等の内容は、通内案内士の就業機会の拡大に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

9. 事業者決定までのスケジュール

令和3年6月16日(水)15時 参加表明締切

令和3年6月23日(水)15時 企画提案書提出期限

令和3年6月下旬 企画提案の審査、委託事業者決定・契約

10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和3年6月16日(水)15時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail: m_akabuchi@visithkd.or.jp)とし、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

- ①会社又は法人名、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX 番号 ⑤担当者名
⑥連絡用メールアドレス

(2) 提出期限 令和3年6月23日(水)15時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部(担当: 赤淵、亀山)

(4) 提出部数 5部 (提案者名を記載したもの1部、記載しないもの4部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

11. 企画提案書作成上の留意点

(1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で30頁以内とすること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

① これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

② 業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。

なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること。

③ 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

④ 見積書

費用項目の明細を記載すること。（*交通費、宿泊料、謝金、広告宣伝費 等）

12. プレゼンテーションの実施

(1) 企画提案書の内容について、必要に応じプレゼンテーション及びヒアリング（以下「審査会」という。）を実施する。日時及び場所については、別途通知する。

なお、5者以上の審査対象者がある場合は、あらかじめ書面審査を行い、上位4者を最終的な審査対象者とする。

(2) 審査会に参加されない場合は棄権とみなす。

(3) 審査会時の追加資料の配付については認めません。

13. その他留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は返却しません。

(3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差し替えは認めません。

(4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。

(5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。

(6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努めること。

(7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。

(8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。

(9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。

(10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

14. 問い合わせ先

公益社団法人 北海道観光振興機構

地域支援本部 地域観光部 担当：赤淵、亀山

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail： m_akabuchi@visithkd.or.jp